

## 特別控除証明書類提出用紙

この用紙は、家庭が母子又は父子家庭である場合や同一世帯の中に障害のある人がいる場合等、下記の特別控除の項目に該当する場合に使用する様式です。この用紙と必要書類を提出することにより「所得金額」から「特別控除額」を控除した金額で選考を受けることができます。

申込者の  
氏名

項目		申請する特別控除に チェックしてください。
1	家庭が母子又は父子家庭である。 ○必要書類：なし（家庭状況調書等で確認します）	<input type="checkbox"/>
2	同一世帯の中に障害のある人がいる ○必要書類：障害者手帳、医師の診断書等のコピー	<input type="checkbox"/>
3	主に家計を支えている人が単身赴任をしている ○必要書類：直近3か月分の家賃や光熱水費等の領収書のコピー	<input type="checkbox"/>
4	同一世帯の中に6か月以上にわたり療養を必要とする人がいる ○必要書類：直近6か月分の診療・治療費等の領収書のコピー	<input type="checkbox"/>
5	この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受け、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減額になる ○提出書類：被害を受けたことの証明書（罹災・被災証明書、盗難届の証明書等）と被害により生じた実費を証明する領収書のコピー	<input type="checkbox"/>

（注意事項は裏面に記載）

注1：項目3「主に家計を支えている人が単身赴任をしている場合」について

控除の限度額は、71万円までとなります。申込時点で単身赴任を終えている場合や、職場が負担している金額は控除対象外です。

申込時より直近3か月分の家賃、光熱、水道、家具、家事用品の領収書のコピーを添付して提出してください。（支払者の記載がないレシート不可）。

上記に掲げる項目以外（引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等）は控除の対象となりません。

注2：項目4「同一世帯の中に6か月以上にわたり療養を必要とする人がいる場合」について

原則、通院や申込時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。

ただし、退院後に通院している人や、通院で持病の治療を受けている人は、6か月以上（入院期間を含めて）通院し、経常的に支出がある場合のみ対象となります。

下記の対象項目の直近6か月分（長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込時点の分まで）の領収書のコピーを添付して提出してください。

控除の対象項目	証明書等	発行所
医師又は歯科医師への診療・治療費	経常的に支出している金額を証明できるもの	病院等（医師）、 看護人（派出所）、 薬局、介護サービス提供事業者等
病院、診療所への入院費用		
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費		
治療又は療養のための医薬品費		
病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る。）		
看護人に対して支払う費用（賄い費を含む。）		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

・健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。

・光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。

注3：項目5「この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受け、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減額になる場合」について

長期にわたって支出の増加又は収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費や生産手段（店舗や農地等）が使用不能となった場合の売上の減少などを指します。支出の増加又は収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算してください。

保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。